

「相模原市公共下水道管路施設維持管理業務委託（緑区・中央区）」入札説明書等に関する質問への回答（令和7年9月12日回答分）

No.	書類	項	項目				質問	回答
1	契約書（案）	7	第13条	2			交渉等の結果により予定していなかった現地での対応費用が発生した場合は、発注者が費用を負担していただけるものと考えて宜しいでしょうか。	「契約書約款（案）第13条」のとおりです。
2	契約書（案）	8	第21条				設計図書等の変更に伴い履行期間若しくは契約限度金額を変更するにあたり、その変更内容（期間や費用等）を受注者へ事前に協議をしていただけると理解しても宜しいでしょうか。	設計図書等の変更については、受注者に事前に協議をした上で行うことを想定しております。
3	要求水準書	4	第1章	15	(1)		「（1）受注者は、本業務を実施するにあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めなければならない。」との記載がありますが、各種業務を遂行する際に、関連する現場周辺の地域への内容説明会を開催することが必須でしょうか。調査等であれば、ピラ配り等による事前周知による方法もあるため、その方法・対象範囲は協議により適宜設定させていただきたいです。	原則として、近隣住民への内容説明会等を実施することは想定しておりません。 計画的に実施する点検、調査、清掃、修繕などの作業前に近隣住民へお知らせ（紙面）を配布し、対象範囲はその都度協議の上で設定することを想定しております。
4	要求水準書	4	第1章	15	(1)		「受注者は、本業務を実施するにあたり、地域住民等に業務内容を説明し」とありますが、本業務の対象となる地域の自治会全てに対して、受注者が事業の説明会を開催するというのでしょうか。その場合、各自治会長の住所氏名を開示いただけるのでしょうか。またその説明会には発注者は参加しないのでしょうか。	原則として、近隣住民への内容説明会等を実施することは想定しておりません。 計画的に実施する点検、調査、清掃、修繕などの作業前に近隣住民へお知らせ（紙面）を配布することで、説明に替えることを想定しております。
5	要求水準書	4	第1章	16	(2)		第三者が行う調査及び検査等に対する協力とは、どのような内容を想定していますか。または、想定されますか。	下水道施設の設計にあたり、発注者が指定する業者が対象施設の調査を行う場合の協力等を想定しております。
6	要求水準書	5	第1章	20			「20 機材の準備 本業務の履行に必要な機材は、受注者の責任と負担において準備しなければならない。車両の配備やその他、受注者が準備すべき機材は、現場条件を踏まえて迅速な対応がとれるよう準備するものとする。」 上記に明記されている内容のうち受注者の責任と負担において準備するのは、例えば機材のレンタル料金、準備に係る人件費などを示しているのでしょうか。ご教示ください。 換気設備工に発電機、燃料費、発電機等機材を運ぶトラックなどが計上されております（施工時ライトバン1台には積載不可ではないか）。必要機材、トラックについては運転手なども設計変更対象となりますか。ご教示ください。	機材の準備については、お見込みのとおり機材のレンタル料金や準備に係る人件費等を想定しております。 換気設備工については、共通仮設費（率分）に含まれているため、設計変更対象とすることは想定しておりません。
7	要求水準書	5	第1章	21	(3)		「受注者は、実施した作業内容について、作業内容を要約した作業日報により発注者へ速やかに報告しなければならない」とありますが、日報の書式や提出方法について市の様式があれば教えてください。	指定の様式はございません。
8	要求水準書	6	第1章	25	(4)	イ	発注者による不定期モニタリングで現地確認を実施する場合、立会費用や追加人員配置に要する費用は受注者負担と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	要求水準書	6	第1章	26	(1) (2)		不可抗力と判断される事象の範囲について、具体的な例示（豪雨、地震等）は可能でしょうか。また、発注者が責任を負うべき合理的な理由についても例示可能でしょうか。	不可抗力と判断される事象の例としては天災が考えられ、具体的には暴風、豪雨、洪水、地震などが挙げられます。 要求水準書第1章26（2）にあります発注者が責任を負うべき合理的な理由の例としては、発注者の指示の誤りなど、発注者の責めに帰すべき事由による場合が挙げられます。
10	要求水準書	6 別紙12	第1章	27			安全対策に関する費用について 【別紙12】業務費内訳書には換気設備工のみ記載をされているが、今回行われている重点調査では安全対策の徹底についてあらためて国から通達があったと思う。大口徑に関しては換気設備も大掛かりになり、流出防止対策も必要となる。こちらの項目についても変更協議対象となるのか。ご教示ください。	変更協議の対象となります。
11	要求水準書	8	第2章	3			※R7.2.28 国土交通省積算基準等の改定「報道発表資料（別紙）P1」現場環境の改善費用：熱中症対策 共通仮設費（現場環境改善費）に計上「現場環境改善費」（率計上）から避暑（熱中症対策）・避寒対策費を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」（率計上）の50％を上限に、設計変更を実施と積算基準が改訂されましたが気候の変動、作業環境の変化に応じた変更は可能でしょうか。ご教示ください。	変更協議の対象となります。
12	要求水準書	8	第2章	3	(2)		「呼吸用保護用具等を常備するもの」とありますが、装備を常備する費用は計上していただいているのでしょうか。ご提示いただいている金抜き設計書には項目が計上されていませんでした。別途計上していただけるのでしょうか。	本業務の設計積算書において、共通仮設費（率分）に含まれているため、別途計上はいたしません。

No.	書類	項	項目				質問	回答
13	要求水準書	10	第3章	1	(8) (9)		「(8) 受注者は、各業務の結果については、維持管理情報として発注者の管理する相模原市下水道施設維持管理システムへデータ入力ができるよう、発注者の指定するデータ形式で提出しなければならない。なお、データの仕様及び提出時期については、発注者と協議し決定するものとする。」、「(9) データベース化の方法及び登録するデータ項目等の詳細は、発注者と受注者の協議により決定するものとする。」との記載がありますが、(8) では、市が所有するシステムへデータ入力できるよう、所定のデータ形式で提出するとあるものの、(9) でデータベース化の方法について、言及されています。データベース化まで行うことが本業務の対象範囲なのでしょうか。	本業務で得られた結果を発注者が運用する相模原市下水道施設維持管理システムへ反映させるためのデータを作成することが目的であるため、データベース化は業務対象ではございません。
14	要求水準書	11	第3章	2	(1)	ケ	「ケ その他（資格証）」は、各業種それぞれどこまでの資格証を提出するのでしょうか。作業員が交代することも想定されるため、その都度業務報告書の差し替えを行うのでしょうか。	本業務の作業において必要となる資格証は全てご提出ください。また、作業員が交代した際には追加でご提出ください。
15	要求水準書	12	第3章	3	(1)	ア	「管内点検（目視）は、調査員が入孔してマンホール本体、接続管きょ、人孔蓋及び蓋受枠の損傷劣化の程度を目視により確認し、異状の有無を記録する。」との記載がありますが、調査員の安全性等を考慮し、管口カメラ点検装置やマンホール本体カメラ点検装置などの技術を活用し、調査員が入孔しなくても点検ができる方法を提案することは可能でしょうか。	要求水準書に示す点検項目を満たしていれば可能です。
16	要求水準書	12	第3章	3	(1)	イ	(カ)「なお、受注者は、作業完了後１０日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却するものとする」とありますが、作業完了とは本事業の終了時と理解してよろしいでしょうか。	管内点検（目視）の業務完了時に返却していただくことを想定しております。
17	要求水準書	12	第3章	3	(1)	イ	(カ)身分証明書の管理（携帯）方法について常時見える形か携帯していれば良いか。いずれにしても作業中に携帯することで紛失等も考えられるが、取扱いはどのようにするのか。ご教示ください。	発注者が発行する身分証明書の取扱いについては、第三者の土地への立入り等に当たっては身分証明書を常時携帯していただき、関係者からの請求があったときは提示できるようにしてください。
18	要求水準書	12	第3章	3	(1)	ウ	相模原市下水道施設維持管理システムは、受注者にアクセス権限は付与されるのでしょうか。	原則として、付与しないことを想定しております。
19	要求水準書	12	第3章	3	(1)		設計書によると、すべて昼間施工になっていますが位置図で確認する限り、国道・県道・駅前など明らかに夜間施工になる箇所があると見受けられます。積算根拠をご教示ください。委託説明書には現場精査の結果、設計変更協議と記述があります。現場精査（現場踏査費・事前準備費など）は設計計上されているのでしょうか。されていなければ計上されるのでしょうか。ご教示ください。	管内点検及び管内調査は原則として昼間に実施することを想定しておりますが、交通管理者との協議の上でやむを得ず夜間施工となる場合には、設計変更の対象となります。
		13	第3章	3	(2)			現場精査は本業務の設計積算書において、共通仮設費（率分）に含まれているため、別途計上はいたしません。
20	要求水準書	12 13	第3章	3	(1)	ク	「マンホール目視調査においては、マンホール内に調査員が入孔し」との記載がありますが、調査員の安全性等を考慮し、地上部からのマンホール調査カメラの採用を提案することは可能でしょうか。	要求水準書に示す調査項目を満たしていれば可能です。
21	要求水準書	13	第3章	3	(1)	ク	「マンホール目視調査における蓋の摩耗度」について判定基準としての数値を提示していただけますでしょうか。	「下水道管路管理マニュアル -2023- 公益社団法人日本下水道管路管理業協会 P124」に記載の判定基準に準拠することを想定しております。
22	要求水準書	13	第3章	3	(1)	ケ	報告については受注者の任意様式（メール含）でよいでしょうか。	任意様式で構いません。
23	要求水準書	13	第3章	3	(1)	コ	(イ)ＴＶカメラ調査については動画データ等が膨大になると想定されるため、成果品データはＨＤＤ等に格納し提出することは可能でしょうか。※その他同じ記述のある箇所についても同様に可能でしょうか。	可能です。
24	要求水準書	13 14	第3章	3	(2)	ア	「自走式ＴＶカメラまたは潜行目視（内径800mm以上）により、詳細に調査を行う。」との記載がありますが、近年の傾向として安全性の確保が困難な場合は、800mm以上であってもＴＶカメラを使用するケースが多いと認識しております。対象管路の状況を踏まえて、ＴＶカメラの使用を許可いただけますでしょうか。また、その場合、ＴＶカメラを使用する場合で精算していただくことは可能でしょうか。	原則として、800mm以上の管きょの調査は潜行目視調査にて実施することを想定しておりますが、現場条件や安全面等の観点から発注者が真にやむを得ないと判断した場所については、費用を含め協議した上で、TVカメラ等を使用することも可能であると考えております。
25	要求水準書	13 14	第3章	3	(2)	ア	近年のカメラは大口径まで対応可能な調査機器があります。人命を重視するならば立って調査ができる管径（退避するにも立っていなければ走れません。）で、かつ、管内の流速、水位も考慮したうえで調査方法を変更することは可能でしょうか。ご教示ください。	原則として、800mm以上の管きょの調査は潜行目視調査にて実施することを想定しておりますが、現場条件や安全面等の観点から発注者が真にやむを得ないと判断した場所については、費用を含め協議した上で、ＴＶカメラ等を使用することも可能であると考えております。
26	要求水準書	14	第3章	3	(2)	ア	「緊急度の度合いを判定し」とありますが、通常の管路内調査だけでは緊急度判定が業務に含まれていません。別途緊急度判定を計上していただいているのでしょうか。	報告書作成工に技師(A)を計上しております。
27	要求水準書	14	第3章	3	(2)	ウ	「当該業務の実施箇所及び実施数量は、点検結果によるもの」とありますが、発注時に想定している数量と大きく異なった場合、委託数量の見直しはどのように行うのでしょうか。	協議の上で対応を決定してまいります。
28	要求水準書	14	第3章	3	(2)	キ	(ウ)側視撮影が前提となっていますが、国総研公表の「下水道管路調査機器カタログ第２版」によると展開式カメラ、飛行式、水上走行式調査機器等の各種機器を採用して側視を行わずとも異状の程度の判定が可能な技術が紹介されています。必要に応じて効率的で精度の高い調査機器を活用することは可能でしょうか。	原則として側視式TVカメラを使用することを想定しておりますが、協議の上、より精度の高い調査機器であると認められる場合には活用することも可能であると考えております。
29	要求水準書	14	第3章	3	(2)	キ	管内調査手法はＴＶカメラ（直視側視式）と潜行目視(内径 800mm 以上)に限定されるのでしょうか。高画素展開カメラも可と記載がありますが、他の効率的または安全な調査手法を技術提案することは可能でしょうか。	原則として側視式TVカメラを使用することを想定しておりますが、協議の上、より精度の高い調査機器であると認められる場合には活用することも可能であると考えております。
		15	第3章	3	(2)	ク		

No.	書類	項	項目					質問	回答
30	要求水準書	15	第3章	3	(2)	キ	(オ)	「取付け管部の異状箇所」は支管接続箇所であり、取付け管内部のことではないとの理解でよろしいでしょうか。もし取付け管内のことを指すのであれば、業務内訳には含まれていないため、変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	「取付け管部の異状箇所」は支管接続箇所と考えております。
31	要求水準書	15	第3章	3	(2)	キ	(ク)	緊急度判定とありますが、【別紙１６】では「健全度」となっています。緊急度と健全度の関係性をご教授いただけますでしょうか。	別紙１６の記載に誤りがございました。正しくは「緊急度」となります。
		別紙16							
32	要求水準書	15	第3章	3	(2)	ク		φ800mm以上の管路について「ＴＶカメラにて調査する場合は、事前に発注者と協議するものとする」とありますが、単価の変更は認められるのでしょうか。	原則として、800mm以上の管きょの調査は潜行目視調査にて実施することを想定しておりますが、現場条件や安全面等の観点から発注者が真にやむを得ないと判断した場所については、費用を含め協議した上で、TVカメラ等を使用することも可能であると考えております。
33	要求水準書	15	第3章	3	(2)	ケ		調査の続行が困難になった場合（土砂等による調査進行不可等）は、都度、発注者に報告して指示を受ける形でしょうか。あらかじめ想定される対応について事前に協議して決めることは可能でしょうか。	都度、発注者に報告していただき指示を受ける形となりますが、緊急やむを得ない事情がある場合には、口頭で行うことができるものと考えております。
34	要求水準書	16	第3章	3	(3)			【別紙１２】業務費内訳書では、土砂深５％、業務概要の汚泥の収集・運搬が100 t（予定）とありますが、予定数量を上回る場合、変更を認めていただけるのか、もしくは予定量を上回る汚泥は処分しなくてよいのでしょうか。	協議の上、変更することを想定しております。
		別紙12							
35	要求水準書	17	第3章	3	(4)			「施設修繕」と「人孔蓋修繕」それぞれの内容をご教授ください。	施設修繕は管内点検及び管内調査等で修繕を実施すると判断した管きょ、マンホール本体及びマンホール周りの舗装の修繕を実施するもので、人孔蓋修繕は円形カッター工法などにより人孔蓋の交換及び高さ調整を実施するものです。
36	要求水準書	17	第3章	3	(4)	ウ		「履行期間内における施設修繕の費用は直接作業費で５，０００万円を想定」とありますが、【別紙１２】業務費内訳書では数量が明示されております。５，０００万円の想定根拠がございましたら、ご教示お願い致します。また、明示されている数量はどのような扱いとなるのでしょうか。	施設修繕については、点検・調査の結果により発生するものであるため、数量が想定できないことから、一式として計上しております。 なお、明示されている数量は円形カッター工法による人孔蓋修繕工の数量であり、施設修繕の費用には含まれません。
		別紙12							
37	要求水準書	17	第3章	3	(4)	ウ		直接作業費５，０００万円で【別紙１２】業務費内訳書の内容と数量を全て施工出来るとは思えませんが、契約締結後に単価合意をするのでしょうか。また、合意した単価は契約期間内での物価高騰や労務費上昇による単価変更は可能でしょうか。	施設修繕の費用に円形カッター工法による人孔蓋修繕は含まれません。 点検・調査の結果、修繕を要すると判断された下水道施設について、直接作業費５，０００万円に諸経費を計上した金額の範囲内で修繕を行うことを想定しており、その都度見積書を提出していただき、協議をした上で費用を決定します。
		別紙12							
38	要求水準書	17	第3章	3	(4)	エ		「人孔蓋修繕を除き、１件あたり４００万円（消費税及び地方消費税含む。）」とありますが、その場合の作業内容は、どのような想定をされているのでしょうか。また、４００万円を超える修繕が発生した場合、業務対象外もしくは変更としていただけるのでしょうか。	マンホール躯体や管きょのクラック補修等を想定しております。１件あたり４００万円を超える修繕が発生した場合には、緊急性等を踏まえ本業務において対象とするかどうかを判断します
39	要求水準書	18	第3章	3	(5)			緊急時対応後の金額については特に明記がありませんが、緊急対応の施工数をあてはまる契約工種単価に乗じての請求対応を想定されているのでしょうか。仮にその場合ですと数mの緊急対応時などはかなり少額での請求しか出来ない可能性もあります。が、どれだけ短い施工対応でも複数の車両や人工が拘束されますので金額的に非常に厳しい部分がありますが、その点はどのように考えられているのでしょうか。	緊急時対応に係る費用は協議の上、決定することを想定しております。
40	要求水準書	18	第3章	3	(5)			夜間に緊急の清掃・浚渫業務が発生した場合、清掃単価は、昼間の清掃・浚渫単価と同額となるのでしょうか。	管径φ200mm及びφ250mmについては、夜間の清掃業務が発生することを想定しており、業務費内訳書及び単価表に工種として記載していることから、契約後に単価を合意して決定いたします。 その他の管径で夜間に作業が発生した際には、別途協議の上金額を決定することを想定しております。
41	要求水準書	19	第3章	4	(2)	ア	(ウ)	「毎週末に週間報告書と翌週の週間計画書を発注者に提出」とありますが、【別紙１２】業務費内訳書に示されている「業務計画書作成及び業務報告書の作成」に係る人工は４８人工で、４年間で毎月の作業量しか計上されていないと思われます。週間報告書及び週間計画書の作業人工を計上していただけないでしょうか。	週間報告書及び週間計画書の作業人工は一元的統括管理に計上しております。
		別紙12							
42	要求水準書	19	第3章	4	(2)	ウ		関係機関との調整は、受注者のみで行うような記述となっています。発注者が同席しない理由をご教授ください。	道路管理者や交通管理者等の一般的な関係機関との協議を想定しており、受注者により協議・調整が行われるものと考えております。
43	要求水準書	19	第3章	4	(3)	ア		「年に１回のタイミングで発注者に『一括登録様式』を提出すること」とありますが、管内調査等の結果については発注者に対して報告し、検査が完了したものを提出することになると思われます。その場合、調査報告について発注者の検査完了後となるため、同年度内に提出が難しいと思われます。提出時期についてどのようにお考えかご教授ください。	履行期間中の提出書類等は検査の対象とし、各年度内に提出するものとします。

No.	書類	項	項目				質問	回答
44	要求水準書	21	第4章	2			「本水準書及び別紙に特に明示していない事項であっても、業務の遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理するものとする。」とありますが、どのようなものを想定していますか。また、どの範囲の作業まで受注者の負担として想定されていますか。	点検・調査の結果、修繕が必要と判断されたが、実施までに時間を要する場合の暫定処理等を想定しております。
45	要求水準書	別紙1	3	(1)			表中の「清掃・浚渫(緊急含む)」の22.5kmは、ＴＶカメラ調査に必要な洗浄も含まれているのでしょうか。	ＴＶカメラ調査に係る管の洗浄は別途計上しております。
46	要求水準書	別紙1	3	(2)			(2) 統括管理業務の「維持管理情報更新」ですが、施設の諸元情報や位置の違い、施設の追加などが発生した場合にはどのように対処すればよろしいでしょうか。また、その場合の精算手続きはどのように考えればよろしいでしょうか。	システム上の諸元情報や位置の違い等が確認された場合には、本業務の結果を基に修正していただくことを想定しておりますが、精算方法については別途協議し決定したいと考えております。
47	要求水準書	別紙3					「身分証明書」は作業員４年分を一括して申請するのでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	要求水準書	別紙3					「業務計画書」の「④ 安全管理（安全訓練等の実施を含む）」は、安全訓練の「実施計画」を記載するということでしょうか。	安全訓練の実施計画や要求水準書P8「第２章 安全管理」記載の内容を充足する事項を記載していただくことを想定しております。
49	要求水準書	別紙4					ここで示された週間報告書とはどのようなものなのでしょうか。	管内点検（目視）及び管内調査（ＴＶカメラ・潜行目視）、清掃・浚渫及び修繕を行った場合、その業務の対応状況を毎週末に提出していただくことを想定しております。
50	要求水準書	別紙4					履行期間中の提出書類等の作業日報は、実施した作業の都度提出となっておりますが、作業が連続である場合は、毎日提出するという認識でしょうか。	作業日報は速やかにご提出いただきたいと考えておりますが、毎日の提出ではなくとも問題ありません。
51	要求水準書	別紙4					「週間計画書・報告書」は紙面もしくはＥメールのどちらで提出すればよろしいでしょうか。	どちらでも構いません。
52	要求水準書	別紙7					「相模原市下水道台帳データ」について、市から提供されるＳＨＰファイル様式の素案をご提示いただくことは可能でしょうか。ご提示が難しい場合、既存管路台帳システムのベンダー、システムをご教示いただけないでしょうか。	提供予定のデータ様式・仕様は以下の通りです。 シェープファイル（図形情報）：管理番号（ＫＥＹ項目）のみ ＣＳＶファイル（属性情報）・・・市管理の下水道台帳項目 ・シェープファイルとＣＳＶファイルは管理番号（ＫＥＹ）で関連付け可能です。 ・属性情報については、全て文字情報（コード値なし）で提供予定です。 下水道維持管理システムとの連携イメージについては、「16_参考（下水道施設維持管理システム）.pdf」、「3.システムの運用」に記載の通りです。
53	要求水準書	別紙9					これらの判定基準にない異状内容が発生した場合、もしくは発生する可能性がある場合は、別途協議という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	要求水準書	別紙12					管内点検や清掃・浚渫は昼夜区分をどのように考えていますか。	原則として道路使用許可の許可条件に準じるものとなりますが、一般的には午前9時00分から午後5時00分までを昼間、午後9時00分から午前6時00分までを夜間として取扱い、上記以外の時間帯については協議の上決定することを想定しております。
55	要求水準書	別紙12					管内点検及び清掃・浚渫の昼間・夜間区分をどのように区分するのか。	原則として道路使用許可の許可条件に準じるものとなりますが、一般的には午前9時00分から午後5時00分までを昼間、午後9時00分から午前6時00分までを夜間として取扱い、上記以外の時間帯については協議の上決定することを想定しております。
56	要求水準書	別紙12					管きょ清掃工 閉塞区分（Ａ）（Ｂ）は、堆積率何パーセントで区分するのでしょうか。	閉塞区分(Ａ)は土砂深率代表値20％（土砂深率0を超え25％未満）、(Ｂ)は土砂深率代表値30％（土砂深率25％以上35％未満）として区分しております。
57	要求水準書	別紙12					諸経費は年度ごとに計上したものを４年分で合算しているのでしょうか。	４年分の業務量に対して一括で計上しております。
58	要求水準書	別紙12					交通誘導員については昼夜間を別集計されていますが、各種調査、修繕では昼夜間の区別がありません。それぞれの工種で昼夜間を想定している数量を提示していただけますでしょうか。	点検・調査については、原則昼間に作業することを想定しており、管きょ清掃工及び人孔蓋修繕工については、「要求水準書 別紙１２」のとおりです。
59	要求水準書	別紙12					内訳書の交通誘導員は「修繕工」で計上されているように見受けられます。その他の調査・清掃などでは計上されていないのでしょうか。	全体業務に対しての数量で計上しております。
60	要求水準書	別紙12					管内調査（マンホール調査）は、マンホールの号数が記載されていますが、深さが記載されていません。マンホール深さによって作業効率が異なるため、深さについて記載していただけないでしょうか。	本業務の積算にあたり、マンホールの号数によって日進量を決定しているため、深さは想定しておりません。
61	要求水準書	別紙12					「感雨計維持管理」について、要求水準書には記載がなく、金抜き設計書にしか記されていません。感雨計の仕様やどのように利用するかなど具体的な内容についてご教授ください。	感雨計の仕様としては、0.2mm程度の降雨が感知できる性能を想定しており、また、「局地的な大雨に対する安全対策特記仕様書 第５（２）」に記載のとおり、降雨の情報を収集するために利用いたします。
62	要求水準書	別紙12 13					「感雨計維持管理 １式」との記載がありますが、設計積算書 第0089号単価表に記載の内容でよろしいでしょうか。また、仕様・設置個所等の候補があれば、参考までにご提示いただけますようお願いできますでしょうか。	「感雨計維持管理 １式」の記載については、お見込みのとおりです。また、仕様としては、0.2mm程度の降雨が感知できる性能で、設置箇所は雨水調整池などの下水道管理用地を想定しています。
63	要求水準書	別紙13					管きょ清掃工において、土砂深５％の単価表記となっているが、土砂深５％以上堆積があった場合は、別途協議し単価変更は可能でしょうか。	土砂深率代表値５％（０％を超え7.5％未満）としております。土砂深率7.5％以上の場合は、別途協議の上費用を決定することを想定しております。

No.	書類	項	項目				質問	回答
64	要求水準書	別紙14	第3				「急激な増水による危険性等をあらかじめ十分に把握するとともに」と明記されているが、十分に把握するための情報は提供していただけるのか。ご教示ください。	作業箇所に係る集水範囲など市が保有する下水道に関する情報につきましては、要望に応じて提供いたします。
65	要求水準書	別紙14	第4	(1)	②		作業内容に関わらず注意報・警報が出た場合は中止ということでしょうか。作業内容に応じて（小口径等）、また注意報の場合は作業を一端中止して安全を確保した後、発注者と協議の上、作業を中止及び再開は可能でしょうか。	【別紙14】局地的な大雨に対する安全対策特記仕様書を適用する作業は、雨水が流入する下水道管渠等において、作業員が入坑して作業を行う工事等としています。その他の作業については、受注者において業務計画書を作成し、発注者の承諾を得た上で対応を図るものと考えております。
		別紙14	第4	(2)	①			
66	要求水準書	別紙14	第4	(2)	②		「当該作業箇所の水位を計測し、事前の調査に基づく通常水位であること」とありますが、点検・調査においては事前の調査はないものと思われま。修繕等の作業が複数日かかる業務において適用する考えでよいでしょうか。	作業日数に関わらず、事前調査に基づく通常水位又は作業可能な通常水位であることを確認した上で、作業の開始又は再開を判断してください。
67	要求水準書	別紙14	第4	(3)			「迅速な退避が行えるよう当該作業箇所を中心に原則半径10kmの範囲」と明記されておりますが、作業対象が点在しエリアも広範囲です。緑区・中央区エリアまたは南区エリアの中心から半径10km以内を警戒区域としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
68	要求水準書	別紙14	第5				設計書内で計上されている感雨計（設計書には記載有、要求水準書には記載無）を購入して迅速に退避するための手段として用いるのか、もしくは、感雨計に代わる手段として降雨計（設計書には記載無、要求水準書には記載有）や上流部1kmに水位計（設計書には記載無、要求水準書には記載有）を設置するのでしょうか。ご教示ください。	迅速に退避するための手段として、感雨計又は降雨計を用いることを想定しております。水位計の設置は努力義務としており、必要に応じて設置を協議するものと考えております。
69	要求水準書	別紙14	第5	(2)			「サービスを活用し」とあるが、民間気象会社等が提供するサービス利用料は、【別紙12】業務費内訳書のどの項目に計上しているのでしょうか。	共通仮設費（率分）に含んでおります。
		別紙12						
70	要求水準書	別紙14	第5	(3)			「当該作業箇所から1km上流の箇所に水位計を設置し、その結果を自動配信するシステムの設置に努める」とあるが、その費用は【別紙12】業務費内訳書のどの項目に計上しているのでしょうか。	水位計の設置は努力義務であるため、計上しておりません。設置する場合は協議の上、別途計上することを考えております。
		別紙12						
71	要求水準書	別紙15					様式上の記載は管内目視点検となっておりますが、本様式はマンホール調査の為の様式という認識でよろしいでしょうか。	マンホールの調査及び管口から確認できる範囲での管きょ点検の様式でございます。
72	要求水準書	別紙16					本業務内でTVカメラ調査を行う場合、別紙16における対象箇所の必要事項の記入が完了することを最低限の水準とするという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	要求水準書	別紙16	第3章	3	(2)	キ	(ク)	別紙16の記載に誤りがございました。正しくは「緊急度」となります。
		15						
74	落札者決定基準	2	1	(2)			「月平均405箇所を上回る実施体制」と明記されております。管口カメラなどを使用し入孔時間を短縮し日当たり数量を伸ばすなどの提案は可能ですが対応できる人孔、深さには限度があります。月平均405箇所を上回る実施体制が組めるかを判断するにあたり、作業場所の安全対策時間・人孔深を考慮すると実現可能な日進量かどうか、どのようにお考えですか。ご教示ください。	日進量については、マンホールの号数により決定しているため、深さは考慮しておりません。0～5号マンホールについては、下水道施設維持管理積算要領記載の標準作業量を採用しており、6号以上は見積りにより決定しています。日進量については、これまでの発注実績などを踏まえ、実現可能であると考えております。
75	設計書等一式 設計書（金抜き） 本工事費内訳書	1～3					本事業の積算を行うにあたり、統括管理業務は下水道用設計標準歩掛表令和7年度版のⅠ積算基準（案）P9に記載がある業務委託料の積算方式に準ずるものとして計上いただいておりますでしょうか。違う場合は積算基準をご教示いただきますようお願いいたします。	諸経費については、「下水道施設維持管理積算要領-管路施設編- 2020年版」の管路施設清掃工、巡視・点検工、調査工の計算式を基に算出しております。なお、変数値は「土木工事標準積算基準書（土木工事編）相模原市都市建設局 令和7年7月1日」の下水道工事(2)による最新の値を使用しています。
76	設計書等一式 設計書（金抜き） 本工事費内訳書	1011	第0007号				Φ200～Φ700 管きょ清掃工の閉塞区分の（A）及び（B）は土砂深何％を想定されていますでしょうか。	閉塞区分(A)は土砂深率代表値20％（土砂深率0を超え25%未満）、(B)は土砂深率代表値30％（土砂深率25%以上35%未満）として区分しております。
77	設計書等一式 設計書（金抜き） 本工事費内訳書	1011	第0007号				上記質問とリンクしますが、実際に作業を行った際に想定している閉塞区分より土砂深が多い時などは日進量が大きく変わってきますが、その際は契約工種単価外での対応は行っていたのでしょうか。土砂深だけではなく実際の作業を行った際に契約工種内では対応できない事項も多々発生してくるか想定されますが、その際は金額等について臨機応変に対応いただけるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
78	設計書等一式 設計書（金抜き） 本工事費内訳書	1718					本設計書内では作業量について5号MH以下深さ不問、日当り30箇所、6号MH以上深さ不問、日当り8箇所となっております。（公社）日本下水道協会では1日当たり作業量30基、一般的なマンホールが対象、（公社）日本下水道管理業協会は1日当たり作業量25基、3号マンホール以下、マンホール深6m以下です。ここ最近下水道管内での作業事故が増えています。作業場所の安全対策時間を考慮すると実現可能な日進量でしょうか。積算根拠をご教示ください。	日進量については、マンホールの号数により決定しているため、深さは考慮しておりません。0～5号マンホールについては、下水道施設維持管理積算要領記載の標準作業量を採用しており、6号以上は見積りにより決定しています。
79	設計書等一式 設計書（金抜き） 本工事費内訳書	86	第0088号				本業務で計上されている人工数は合計124人工となっております。本業務には管路調査50kmの診断、対策の必要性の検討及び管路点検した結果についての調査の必要性の提示を含んでいるものと考えており、人工が少ないものと考えます。診断、対策の必要性検討、調査の必要性検討について、どの作業項目で計上されているのでしょうか。また、未計上であれば計上をお願いします。	「管路調査50kmの診断」及び「対策の必要性の検討」は管内調査で、「管路点検した結果についての調査の必要性の提示」は管内点検でそれぞれ必要な人工を計上しています。

No.	書類	項	項目				質問	回答
80	設計書等一式 設計書（金抜き） 本工事費内訳書						共通仮設費率、現場管理費率は、土木工事標準積算基準書の下水道工事（2）による最新の値を用いるとのことですが、管内点検工・管内調査工・清掃浚渫工については共通仮設費率に0.5を乗ずるのでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
81	設計書等一式 設計書（金抜き） 本工事費内訳書						共通仮設費率の算出は、工種ごとなのかすべての工種の合計からの算出なのか。ご教示ください。	全ての工種の合計から算出しております。
82	委託説明書	3	1)				委託説明書には現場精査の結果、設計変更協議と記述があります。現場精査（現場踏査費・事前準備費など）は計上されているのでしょうか。されていなければ計上されるのでしょうか。ご教示ください。	本業務の設計積算書において、共通仮設費（率分）に含まれているため、別途計上はいたしません。